

- 1 主 催 (一社) 青梅市サッカー協会
- 2 主 管 (一社) 青梅市サッカー協会社会人部
- 3 期 間 2025 年 4 月～2025 年 12 月 (予備日含む)
- 4 会 場 市民球技場・東原公園球技場 キックオフ時間
第一試合 9:30～ 第二試合 11:00～ 第三試合 12:30～ 第四試合 14:00～
- 5 出場資格 青梅市サッカー社会人リーグ加盟登録者
- 6 加盟費 別途通知
- 7 競技規則 日本サッカー協会競技規則による
- 8 競技方法 リーグ戦方式 ・ 勝:3 点 分:1 点 負:0 点
・ 勝点と同じ場合は得失点差、それでも同じ場合は総得点の多いチームが上位となる
・ 不戦勝は 5:0 で勝、なお不戦負は勝点-1 点となる
- 9 競技細則 [1] 試合時間 ・ 60 分 (前半 30 分 - 5 分 - 後半 30 分)
[2] 選手登録 ・ 所定の登録用紙に明記し協会へ提出
・ リーグ登録人数に制限はない
・ 年齢制限:高校生相当年齢以上が出場できる
・ 追加登録は出場予定試合の 3 日前迄にリーグ責任者に提出し認可とする
・ 登録移籍は原則として 8 月 1 日～30 日の間に提出。後期リーグ (9 月～) 出場可能とする
・ 関東リーグ以上のリーグに登録している人は登録できない
[3] 選手交代 ・ 選手交代時は本部にて承認を得ること (交代カードの提出は不要とする)
・ 選手の怪我予防の観点から、交代回数は制限しない (交代後の再入場可能)
[4] 出場資格喪失 ・ 試合成立の最低人数条件は 7 名とし、試合開始時に 7 名に満たない場合、もしくは試合中に欠員が生じ 7 名未満になった場合は、試合不成立としてその時点で当該チームの不戦敗とする
・ メンバー表を試合開始 15 分前に未提出の場合当該チームの負けとする 【時間厳守】
・ 2 重登録及び未登録選手が出場した場合は、当該チームの負けとする (後日、発覚した場合も同様とする)
・ 退場処分を受けた選手の処分に関しては出場停止とし、以後の処置については社会人部で決定、通知する
・ 警告累積 3 枚で 1 試合出場停止 (3 回目の警告を受けた次の試合)
・ 試合に関して暴力事件を起こした選手は、原則来年度リーグに加盟できない
[5] 試合球 ・ 公式球は協会で準備するが空気圧は担当審判で確認する
[6] 審判 ・ 原則として有資格者が行うこと (4 級以上)
・ 必ず審判服一式 (線審も含む)・胸章着用のこと
- 10 表彰 ・ 各カテゴリーの優勝・2 位・3 位のチームには、賞状・賞品をそれぞれに授与する
・ リーグの優勝チームには「三多摩クラブサッカー選手権大会」に出場する資格を与える
・ 市民大会の優勝チームには「東京都区市町サッカー選手権大会」に出場する資格を与える
- 11 事故の処理 ・ リーグ中の事故については、当該チームに一任する (スポーツ保険等で対応のこと)
- 12 その他 ・ 社会人リーグに加盟、脱退するチームは、所定の用紙を提出し、青梅市サッカー協会の特別理事会にて承認を得なければならない
・ 原則として、協会の行事・会議・試合・審判等を含めて、不参加累積 2 回でペナルティを課す
ペナルティの内容については、運営委員会と当該チームの理事にて協議決定する
・ 各チームは、チーム理事 1 名、評議員 1 名、審判員 3 名以上が必要
各々が役割を理解し、責任を持って対応すること

青梅市サッカー社会人リーグ開催要項

<1. 出場チームの注意点>

(1) 用具に関する運用緩和

- ・ 原則として日本サッカー協会の競技規則に準ずるが、以下の点について運用を緩和する
- ① ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、
- ② ソックスと同色でなくても良い
アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する
- ② アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する
- ④ 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、
両チームの立ち合いのもとに、その試合においていずれのチームがビブス等を着用することを決定する
- ⑤ ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良いものとする。

(2) プレーヤーの義務

- ・ 基本的にキャプテン以外のプレーヤーによる審判に対する要望、質問等の発言を許可しない

(3) キャプテンの責任

- ・ キャプテンはキャプテンマークを着用すること
それにより、チームの代表として、審判に対して要望、質問等の発言を許可する
- ・ キャプテンは、チームの代表として、自チームのファウル、暴言、審判へのクレーム
反スポーツ的行為を自粛させ、責任をもって指揮管理すること

(4) チームの責務

- ・ 試合中のベンチには、当該チームの監督、コーチ、控え選手、マネージャーのみ入ること
子供等は絶対ベンチには入れないこと（副審、選手、ボールとの接触による事故等の危険性あり）
- ・ 市民球技場では、川側のベンチのチームは川に落ちたボールを
斜面側のベンチのチームは柵を越えたボールのボール拾いを行うこと

<2. 審判担当チームの注意点>

- ・ シャツ、パンツ、ソックスまで黒に統一されていること
- ・ 冷静かつ紳士的にジャッジし、暴言は慎むこと
- ・ 曖昧な判定をしないように、心掛けること
- ・ 正確にファウル、警告、退場の判定を心がけ、トラブルの防止に努めること
- ・ ファウルの種類により、規定通りのカードを提示すること
- ・ 気温および湿度が高い場合には、前後半に各1回の給水タイムを設けること
- ・ 雷雨が発生した場合には、試合を即座に中断すること
また天候の回復が望めない場合には、当該試合は延期扱いとすること
- ・ 試合終了後、所定の審判報告書に結果を記入すること
特に試合結果および得点者・警告者・退場者の氏名については、正確に記入すること

<3. 本部担当チームの注意点>

- ・ 第一試合の本部担当チームが、管理事務所にグラウンド利用届を提示し、
施設利用報告書および倉庫の鍵を受け取ること
- ・ 雨天等に伴うグラウンド不良の場合、第一試合の本部担当チームが、
当該試合の両チームと協議し、試合の実施可否について判断を行うこと
また、試合中止と判断した場合、第二試合以降の当該チームに連絡すること
- ・ 第四試合の本部担当チームが、グラウンドの最終確認を行った上、
施設利用報告書に記入し、倉庫の鍵と共に管理事務所に返却すること
- ・ 第四試合の本部担当チームは、当日分の試合結果報告書をリーグ結果更新担当者に郵送すること

<4. グランド使用の注意点>

- ・ 青梅市民球技場（河辺下グラウンド）は 8 時 30 分以前の入場は禁止
- ・ 参加チームは出来る限り乗り合いで入場するように心がけること
- ・ 青梅市民球技場（河辺下グラウンド）では、他の競技も行われているので

車の運転には十分注意すること（時速 20K 程度での走行を心がける）

- ・ 第一試合の当該チームが、グラウンド準備（ライン引き、フラッグ設置）を行うこと

また倉庫に石灰が無い場合には、管理事務所から事前に石灰を受け取ること

- ・ 最終試合の当該チームはグラウンド整備をすること
- ・ 市民球技場の野球場の芝、グラウンドは使用しないこと
- ・ グラウンドでの喫煙は全面禁止とする

市民球技場および東原グラウンド共に、駐車場～グラウンド間の所定の場所のみ喫煙を可とする。

但し、ゴミ・タバコの吸殻等は必ず持ち帰ること

<5. 義務違反に対する処罰>

- ・ 青梅市サッカー協会社会人リーグに登録されている人は、
理事会及び運営委員会で決められたルール、規律、義務を守ること
- ・ 守れなかったチームに対しては、社会人部長及び運営委員会との面接を実施し
規律違反の内容に応じて注意、反省文、誓約書の提出、出場停止、除名通告を求める